

解体業者様へ

明石市水道局よりお知らせとお願い

解体を行う場合は

敷地内の給水装置の確認
水道を使用する場合は

水道の開栓手続き

をお願いします

開栓手続きは、お客様センター ☎078-915-0270

給水装置を破損した場合

事故が多発しています

すべて原因者負担

明石市水道局では修繕を行いません

未開栓やメータをとおさず使用した場合

盗水になります

盗水は 刑法第235条 の 窃盗罪 になります

現在水道局では、明石警察指導の下、盗水パトロール強化中です
発見次第、即通報となりますので、必ず開栓手続きをしてください

明石市水道局管路維持係

☎078-918-5211

◆月～金曜日午前9時～午後5時30分

※土、日、休日及び年末年始（12/29～1/3）はお休みです。